

## 新潟市民間施設木造・木質化支援事業交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「新潟市建築物等における木材の利用の促進に関する方針（平成24年1月策定。以下「市方針」という。）」に基づき、新潟市産材・県産材（以下「市産材等」という。）の利用の促進を図るため、多くの市民が利用する民間の公共的施設や商業施設等での市産材等の利用のために取り組む経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 市方針に基づき民間施設における市産材等の利用を支援し、地域の森林資源を循環利用することにより、林業・木材産業の振興や適正な森林整備の促進などに資することを目的とする。

### (交付の対象及び補助率)

第3条 別表1又は2の補助事業者の欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）は新潟市内に住所を有するものとし、個人または法人にあつては市税を滞納していないものとする。

2 市長は、補助事業者が行う別表1又は2に掲げる事業（以下「補助事業」という。）において、市産材等を利用するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

3 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率（補助額）は、別表1又は2に定めるところによる。

### (交付の申請)

第4条 補助事業者は、市長が定める期日までに別表1又は2に定めるところにより様式第1号（補助金等交付申請書）を市長に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない補助事業者については、この限りでない。

3 補助金の算出にあたっては、千円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てるものとする。

(変更の承認申請)

第5条 補助事業者は、規則第10条第1項の規定により市長の承認を受けようとする場合には、様式第2号(補助事業変更承認申請書)を市長に提出しなければならない。

(事業の実施)

第6条 事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、やむを得ない事情により当該交付の決定を受ける前に本事業に着手する必要がある場合は、その理由を具体的に明記した様式第3号(交付決定前着手届)を市長に提出しなければならない。

なお、補助対象者は、当該交付決定を受ける前に本事業に着手する場合は、当該交付の決定を受けるまでの期間内に行った本事業について天災地変等のあらゆる事由によって生じた損失等は、自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

(事業着手報告)

第7条 補助事業者は、事業に着手したときは、様式第4号(事業着手報告書)に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(事業完了報告)

第8条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業完了後20日以内又は事業が完了した年度の3月31日のいずれか早い日までに様式第5号(補助事業完了報告書)により市長に報告しなければならない。

(報告)

第9条 補助事業者は、事業完了から1年間の市産材等PR等の実施実績について、事業完了年度の翌年度の市長が定める期日までに、様式第6号(市産材等普及活動等実施状況報告書)により市長に報告しなければならない。

(財産処分の制限)

第10条 規則第20条に規定するその他市長が指定する財産は、事業により取得した価格が1件100千円以上の物品等とする。

2 規則第20条に規定する耐用年数を勘案して市長が定める期間は、国が定める減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表に準ずるものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助事業者が無断で事業により取得した物品等を処分したときは、補助金の返還を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日をもって失効する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年6月4日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表 1

事業名	補助事業者	補助対象経費	補助率及び上限	市長の承認を必要とする重要な変更		添付書類
				経費の配分の変更	事業内容の変更	
県連携支援（「新潟県林業関係補助金ふるさと新潟木づかい事業」に上乗せ支援を行う）	個人、法人、自治会・町内会等認可地縁団体	新潟県林業関係補助金ふるさと新潟木づかい事業 1(1)～(3)に準ずる	<p>①市産材を使用する場合、補助対象経費の合計の 2/10 280 万円を補助金の上限とする</p> <p>②県産材を使用する場合、補助対象経費の合計の 1/10 140 万円を補助金の上限とする</p> <p>市産材等の使用に係る木工事費について、国補助事業等を併用する場合、補助対象経費の 5/100（上限額は上記と同様）</p>	事業費の 30%を超える増減又は補助金額の増	施工箇所の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>新潟県林業関係補助金ふるさと新潟木づかい事業に準ずる</li> <li>新潟市税の納税証明書（新潟市制度用）※補助事業者が個人または法人の場合</li> </ul>

別表 2

事業名	補助事業者	補助対象経費	補助率及び上限	市長の承認を必要とする重要な変更		添付書類
				経費の配分の変更	事業内容の変更	
子育て・教育施設 木質化等支援 (「新潟県林業関係補助金ふるさと新潟木づかい事業」との協調支援を行う)	法人	新潟県林業関係補助金ふるさと新潟木づかい事業 2(1)・(2)に準ずる	補助対象経費の合計の 1/2 2(1)は 200 万円、2(2)は 100 万円を補助金の上限とする  市産材等の使用に係る木工事費について、国補助事業等を併用する場合、補助対象経費の 5/100 (上限額は上記と同様)	事業費の 30%を超える増減又は補助金額の増	施工箇所の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>新潟県林業関係補助金ふるさと新潟木づかい事業に準ずる</li> <li>新潟市税の納税証明書 (新潟市制度用)</li> </ul>

（宛先）新潟市長

補助事業者 住所  
（法人にあつては所在地）  
氏名  
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）  
（整備主体： ）

補助金等交付申請書

補助金の交付を受けたいので、交付要綱第4条の規定に基づき次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 年度 新潟市民間施設木造・木質化支援事業  
※該当する区分に☑を付けてください。  
 県連携支援（PR効果の高い公共的施設・商業施設）  
 市産材を使用  県産材を使用  
 子育て・教育施設木質化等支援  
 内装等木質化  木製品等導入
- 2 補助事業の目的及び内容 市産材等の利用を促進するため、要綱別表に記載の補助事業に取り組む
- 3 補助対象経費 円
- 4 交付申請額及びその算定方法 円
- 5 補助事業の着工（予定）年月日 年 月 日
- 6 補助事業の完了（予定）年月日 年 月 日
- 7 情報の公表の内容、方法及び時期
- 8 添付書類 要綱別表のとおり

（宛先）新潟市長

補助事業者 住所  
（法人にあつては所在地）  
氏名  
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）  
（整備主体： ）

補助事業変更承認申請書

年 月 日付け新 第 号で補助金の交付決定のあつた事業について、次の理由により事業内容及び経費の配分を変更したいので、交付要綱第5条の規定に基づき申請します。

記

- 1 補助事業の名称 年度 新潟市民間施設木造・木質化支援事業  
※該当する区分にを付けてください。  
 県連携支援（PR効果の高い公共的施設・商業施設）  
 市産材を使用  県産材を使用  
 子育て・教育施設木質化等支援  
 内装等木質化  木製品等導入

2 変更の理由

3 添付書類名

- (1)  
(2)

4 変更予定年月日 年 月 日

注 関係書類は、変更の内容が容易に比較できるよう交付申請書に添付する書類の様式により、変更前の部分を上段に、変更後の部分を下段にそれぞれ記入すること。

（宛先）新潟市長

補助事業者 住所  
（法人にあっては所在地）  
氏名  
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

交付決定前着手届

年度 新潟市民間施設木造・木質化支援事業を補助金交付決定前に着手したいので、対象事業として採択されない場合は、自力事業とすることを了承のうえ、交付要綱第6条の規定に基づき関係書類を添えて届出します。

記

整備主体	
事業実施場所	
着手予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
交付決定前 着手の理由	

添付書類：設計図書

（宛先）新潟市長

補助事業者 住所  
（法人にあつては所在地）  
氏名  
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

事業着手報告書

年度 新潟市民間施設木造・木質化支援事業の下記事業に着手したので、交付要綱第 7 条の規定に基づき報告します。

記

整備主体	
事業実施場所	
着手年月日	
完了予定年月日	

（宛先）新潟市長

補助事業者 住所  
 （法人にあっては所在地）  
 氏名  
 （法人にあっては名称及び代表者の氏名）

補助事業完了報告書

年 月 日付け新 第 号で補助金（変更）交付決定のあった事業が完了したので、交付要綱第8条の規定に基づき報告します。

記

整備主体						
事業実施場所						
（変更）交付決定額	円	精算額			円	
事業の内容	市産材等使用量（m <sup>3</sup> ）					
	延床面積1 m <sup>2</sup> 当たりの市産材等使用量（木造施設整備）（m <sup>3</sup> ）					
	延床面積1 m <sup>2</sup> 当たりの市産材等使用量（内装等木質化）（m <sup>3</sup> ）					
	外構等での市産材等の使用割合（%）					
	木製品導入の市産材等の使用割合（%）					
市産材等PRの内容						
事業費	総事業費（千円）	負担区分				
		県補助金（千円）	市補助金（千円）	その他補助金（千円）	事業主体（千円）	その他（千円）
着手年月日	年 月 日					
完了年月日	年 月 日					

#### 添付書類

- 請求書及び請求書の内訳が確認できるもの、領収書の写し
  - 事業成績書及び収支精算書
  - 精算設計図書、竣工写真、市産材等のPR状況を確認できる図書等（市産材等の普及啓発用品の写真、パンフレットや新聞、ホームページの写し等）
    - ※ 提出された写真は、広報用素材として市のホームページやパンフレット等で使用することに同意するものとします。
  - 市産材であることを明記した出荷証明書に下記書類を添付したもの
    - ・ 伐採届等、森林関係法令上の手続きが適正に行われていることがわかる書類の写し
    - ・ 森林関係法令の対象とならない立木（屋敷林等）については、その立木の所有者自ら作成する証明書（所有者名、住所、樹種、数量を明記）
    - ※ 市産材を含むものは、市産材と県産材の数量が区別できる資料を添付すること
- そのほか、要綱別表のとおり

（宛先）新潟市長

補助事業者 住所  
 （法人にあつては所在地）  
 氏名  
 （法人にあつては名称及び代表者の氏名）

市産材等普及活動等実施状況報告書

年度に実施した新潟市民間施設木造・木質化支援事業における市産材等普及活動等の実施状況について、交付要綱第 9 条の規定に基づき報告します。

記

整備主体												
事業実施場所												
事業の内容												
主な用途												
市産材等の良さを市民等に広く普及していくための工夫												
項目	計画				実績				備考			
①普及啓発用品設置	サイズ	m × m		基数		サイズ	m × m		基数			
②周知計画	時期	回数		周知人数		時期	回数		周知人数			
③周知方法												
④施設利用者数												
⑤市産材等普及活動等												
⑥事業効果の検証結果												

添付資料：現況写真、事業効果の検証（アンケート等）取りまとめ結果、今後の活用について